道 営 住 宅 募 集 案 内

§１．申込から入居までの流れ

申込受付

受 付 場 所　　株式会社エーワンホーム（帯広市西８条南１３丁目２番地）

受 付 時 間　　午前８：４５～午後７：００まで（土日祝日は午後６：００まで）

・申込みに必要なもの・・・・・・・・・・・・・・§４（２枚目）へ　→

⇩

書類提出 資格審査

①入居資格審査に必要な書類を提出して頂きます。

②入居資格の有無を審査します。

⇩

入居の決定

①入居の決定後『北海道営住宅入居決定通知』及び、**敷金（家賃の２ヶ月分）**の納入通知書を郵送致します。

②敷金は指定された期日までに納入して下さい。

⇩

入居手続

①北海道指定の金融機関で敷金を納付後、領収書を確認させて頂きます。

②『納付書領収書(写）』、『北海道営住宅入居請書』をご持参ください。

⇩

入居開始

①入居許可日より家賃が発生します。

②鍵の引渡しは設備等の説明後、『入居許可書』と共に現地にてお渡しします。

③入居許可日から１０日以内に引越を完了して下さい。

§２．申込み資格

①住宅に困窮している方（持ち家のある方は原則として申込みできません）

※現在公営住宅に入居している方・・・§３（２枚目）へ　→

②収入基準の範囲内である方・・・・・・§５（３枚目）へ　→

一般階層・・・政令月収 158,000円以下の世帯

裁量階層・・・政令月収 214,000円以下の世帯

③入居を予定する世帯員に暴力団員がいないこと。かつ、警察への照会について同意すること。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・§７（４枚目）へ　→

④入居を予定する世帯員に道営住宅に係る未納の家賃、駐車場使用料及び損害賠償金等がないこと。

⑤入居申込みの時点で成年に達していること。（未成年者が婚姻したときは成年とみなします）

§３．現在公営住宅にお住まいの方の申込み資格

現在、公営住宅に入居中の方が道営住宅に申込み可能な要件は次のとおりです。

①特定目的住宅に入居するための要件を満たしている方が、特定目的住宅に入居を希望する場合。
ただし、現在入居中の住宅が特定目的住宅の場合は除きます。
②浴室のない公営住宅の入居者が、浴室のある道営住宅に入居を希望する場合。
③入居者又は同居者が、疾病等により現在入居中の公営住宅から遠方の医療機関に通院（６ヶ月程度以上）しなければならない場合で、当該医療機関により近い道営住宅に入居を希望する場合。
④入居者又は同居者の親、祖父母、子、孫の居住地から最も近い（概ね２㎞以内）道営住宅に入居を希望する場合。
⑤入居者又は同居者の入居後の転勤等により、現在入居中の公営住宅の市町村以外の道営住宅に入居を希望する場合。(生計を維持する上で転居がやむを得ないと認められる場合に限る)
⑥入居を予定する世帯員数と現在入居中の公営住宅の間取りに応じて、下表に掲げる間取りの道営住宅に入居を希望する場合。

同居者数	現在入居中の公営住宅の間取り	入居を希望する道営住宅の間取り
２人以上	３　ＤＫ　以下	３ＬＤＫ
４人以上	３　ＤＫ　以下	３ＬＤＫ　以上
	３ＬＤＫ	４　ＤＫ　以上
１人以下	３ＬＤＫ　以上	３　ＤＫ　以下

§４．申込みに必要なもの

①北海道営住宅入居申込書（８枚目に申込書、９枚目に記入例があります。）
②入居される方全員の住所・氏名・生年月日・続柄など関係が確認できるもの
※住民票（記載事項が省略されていないもので、マイナンバー【個人番号】は記載がないもの）や健康保険証等（続柄など関係が確認できるもの）
※免許証では確認できません。保険証は原本を確認させていただきます。
③世帯全員の収入を証明する書類・・・・・§６（３枚目）へ　→
④世帯の状況により、必要な書類があります。
※障がい者の方が世帯内にいる場合は、そのことを証明する書類（障害者手帳等）
※母子（父子）世帯の方は、戸籍謄本（世帯構成が確認できるもの）
※これから結婚される方は、婚約関係を証明する書類（第三者による証明が必要です。書類はエーワンホームにあります。ただし入居可能日から３ヶ月以内に入籍することが条件となります。）
※離婚予定である方は、離婚を証明する書類。ただし入居可能日までに離婚していることが条件となります。（調停中であれば裁判所又は弁護士が証明したものに限ります。証明するものがなければ、離婚する相手方も同居するものと見なし、所得の確認も必要となります。）
※同性カップルの方は、官公庁が発行するパートナーシップ関係であることを証明する書類

§５．収入基準について

原則として、政令月収が158,000円以下の世帯が申込み可能です。

①収入基準の年収換算表

この表は、収入を得ている方が１人の場合で（給与所得者）、特別控除が無い世帯の例です。詳細は§１２（５枚目）を参照してください。

同居及び別居扶養親族数 ＼ 政令月収			年間税込み総収入（単位：円）					
			０人	１人	２人	３人	４人	５人
入居収入基準	一般階層	158,000以下	2,967,999以下	3,511,999以下	3,995,999以下	4,471,999以下	4,947,999以下	5,423,999以下
	裁量階層	214,000以下	3,887,999以下	4,363,999以下	4,835,999以下	5,311,999以下	5,787,999以下	6,263,999以下

②裁量階層について

次の条件に該当する場合は、入居資格が原則で政令月収158,000円までのところを、裁量階層として政令月収214,000円まで拡大されています。裁量階層とは以下の要件に該当する世帯です。

(1)入居申込者又は同居しようとする方に、障害者基本法第２条に規定する障害者で、その障害の程度が次のいずれかに該当する方がいる場合。
㋐身体障害：身体障害者手帳に記載された障害の程度が、身体障害者福祉法施行規則別表第５号の１級から４級である場合。
㋑精神障害：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第６条第３項に規定する、１級又は２級である場合。
㋒知的障害：上記精神障害と同程度の場合。（重度又は中度の知的障害者と判定された方）
(2)入居申込者本人が60歳以上で、かつ、同居しようとする方のいずれもが60歳以上、又は18歳未満の場合。
(3)入居申込者又は同居しようとする方に、戦傷病者手帳の交付を受け、その手帳に記載された障害の程度が恩給法別表第１号表ノ２の特別項症から第６項症まで、又は同法別表第１号表ノ３第１款症の方がいる場合。
(4)入居申込者又は同居しようとする方に、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第１１条第１項の規定による厚生大臣の認定を受けている方がいる場合。
(5)入居申込者又は同居しようとする方に、海外からの引揚者で日本に引き揚げた日から起算して５年を経過していない方がいる場合。
(6)入居申込者又は同居しようとする方に、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第２条に規定するハンセン病療養所入所者等がいる場合。
(7)同居者に小学校を卒業するまでの者がいる世帯。
(8)多子世帯。(18歳未満の子が３名以上同居している世帯)
(9)新婚世帯。(結婚して2年以内で、かつ2人の年齢の合計が70歳以下の夫婦の世帯)

§６．収入を証明する書類

申込みの際、世帯全員の収入を確認します。**今現在の収入**（就職が決定している場合も含む）について、下表の区分に応じ、該当する書類をご持参ください。なお、入居資格審査には該当する書類（源泉徴収票・年金通知ハガキ等についてはコピー）を提出して頂きます。

所得の種類	必要な書類（世帯全員分。該当する区分全てにつき、いずれか一つ提出）
給与所得者(パート・アルバイトも含む)	**給与証明書（直近の１２ヶ月分)を提出してください。** ※お勤め先が前年１月１日から現在まで変わらなければ、**前年分の源泉徴収票を提出してください。** ※複数働いている方は、全部の証明書を提出して下さい。
事業所得者	**事業収入申告明細書(直近の１２ヶ月分）を提出してください。用紙は当社にあります。** ※前年１月１日から現在まで事業に変更がなけば、**前年分の確定申告書控えを提出してください。**（ただし税務署受付印があるものに限る。）
年金所得者	直近の年金支払通知書・年金改定通知書のいずれか一つ。
生活保護受給者	生活保護受給証明書、生活保護決定通知書のいずれか一つ。
無職の場合	雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書のいずれか一つ。 上記のほか、無職無収入申出書（用紙は１２枚目にあります）

§７．暴力団員の入居の制限等について

①新たに入居しようとする世帯のうち、いずれかが暴力団員である場合は入居できません。
②入居後、新たに同居させようとする者が暴力団員である場合は、同居は認めません。
③入居名義人の死亡等により同居者が入居の権利等を承継する際に、新たに入居名義人になる者又はその同居者（同居しようとする者を含む。）が暴力団員である場合は、承継は認めません。
④新たに駐車場を使用しようとするとき、世帯のうちいずれかが暴力団員である場合は、使用できません。
⑤入居者又はその同居者が暴力団員であることが判明した場合は、住宅の明渡しを求める勧告を行い、この勧告に従わない場合は、住宅の明渡しを請求します。
⑥入居予定者等が暴力団員であるかどうかを北海道警察本部長に照会します。ただし、「女子」、「１８歳未満又は７０歳以上の男子」、「外国人」は除きます。
⑦北海道警察本部長は、北海道知事に対し必要な情報を提供可能です。

§８．申込みにあたっての注意事項

①申込書その他の提出書類に虚偽のあることが判明した場合は無効となります。
②持ち家のある方は原則として申込みできませんが、売却や競売、差し押さえ等、特別な事情のある方については申込み可能です。（申込みの際、媒介契約書や売買契約書、裁判所又は弁護士による証明書等が必要です。）
③申込み時点で就職している方は、退職予定であっても収入の算定対象となります。
④現在公営住宅に住んでいる方は、証明するもの(認定通知書・診断書・住民票等)が必要となります。

§９．家賃等について

①敷金は入居時家賃の２ヶ月分です。
②家賃は住戸毎に世帯の収入に応じて決定します。
③家賃は毎年４月、定期に変更する他、世帯に異動が生じた場合や収入に変動が生じた場合にはその都度変更する場合があります。いずれの場合も家賃算定に係る申告をして頂きます。
④駐車場が整備されている団地については、家賃とは別に駐車場使用料を徴収します。駐車場使用料については『募集住宅一覧表』にて確認ください。
⑤一部の団地を除き、浴槽・風呂釜及び給湯器等については、ガス会社からのリース又は買取となります。詳細については『設備一覧表』にて確認ください。（ガス会社と契約）
⑥団地共通経費。詳細については§１１－②をご確認ください。（自治会で徴収）
⑦電気、水道、ガス、灯油、電話等については、各事業者と直接ご契約ください。

§１０．駐車場について

①駐車場は原則、**１住戸につき１台**駐車することができます。２台目以降の車については、空きがある場合、団地によっては駐車可能な場合があるのでお問い合わせください。空きが無い場合は別途月極駐車場等を確保してください。
②原則として、入居者又は同居者名義の車両以外は駐車できません。
③駐車可能な車両の大きさは、長さ４８０㎝、車幅１８０㎝までです。

§１１．その他注意事項

①団地内では犬猫等、動物の飼育はできません。
②団地共用部の維持管理は入居者の皆様が行うため、各団地毎の自治会活動に参加頂きます。維持管理の内容は、共用部電気代の負担、消耗品購入費、排水管・排水ますの清掃、共用廊下・階段の清掃、敷地内の草刈り、除雪等です。

§１２．政令月収と収入基準について

①収入（政令月収）について

⑴収入のある方が２人以上いる場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

⑵１人につき、複数の所得がある場合の年間総所得金額は、それぞれの年間総所得金額を合計して下さい。

②所得の求め方

⑴給与所得者の所得の求め方

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～　550,999円	年間総所得金額＝0円	
551,000円～1,618,999円	年間税込総収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,619,999円	年間総所得金額＝1,069,000円	
1,620,000円～1,621,999円	年間総所得金額＝1,070,000円	
1,622,000円～1,623,999円	年間総所得金額＝1,072,000円	
1,624,000円～1,627,999円	年間総所得金額＝1,074,000円	
1,628,000円～1,799,999円	年間税込総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4000を掛け戻して得た額を右のAとする。	A×0.6＋100,000円
1,800,000円～3,599,999円		A×0.7－80,000円
3,600,000円～6,599,999円		A×0.8－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	年間税込総収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円～※	年間税込総収入金額－1,950,000円	

注１）２ヶ所以上から給与を受けている方は、給与年収を合算してから所得金額を計算します。

※給与等の収入が850万円を超える方で、特別障害者に該当する方又は23歳未満の扶養親族を有する方若しくは特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する方の『給与所得の金額』

→　給与等の収入金額（給与等の収入額が1,000万円を超える場合には1,000万円）から850万円を控除した金額の100分の10に相当する額を（１）で求めた給与所得の金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。

【租税特別措置法41条の3の3第1項】

⑵年金所得者の所得の求め方（遺族、障害年金の所得は0円です）

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,100,000円	年間総所得金額＝0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間税込総受給額－1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円
65歳未満	0円～　600,000円	年間総所得金額＝0円
	600,001円～1,299,999円	年間税込総受給額－600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額×0.75－275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額×0.85－685,000円
	7,700,000円～	年間税込総受給額×0.95－1,455,000円

注１）公的年金等に係る雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万以下の場合です。

注２）年齢は申込日現在によります。

注３）複数の年金を受給している方は、年金年収を合算してから所得金額を計算します。

給与所得と年金所得の双方の所得（合計金額１０万円超）がある方の『給与所得の金額』

（１）で求めた給与所得の金額（１０万円を超える場合は１０万円）と（２）で求めた年金所得の金額（１０万円を超える場合は１０万円）の合計金額から１０万円を引いた残額を（１）で算定した金額から控除し、その額を『給与所得の金額』とします。　《租税特別措置法第41条の３の３第２項》

⑶事業所得者等の所得の求め方

税務署で決定された所得金額（収入金額－必要経費）

③控除対象者・控除額について

政令月収を計算するときは、世帯全員の所得金額の合計から次の控除額を差し引いてください。

区分		控除を受けられる方	控除額
１基礎控除振替 （給与所得者、公的年金等所得者）		本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 （ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から１０万円（合計金額が10万円未満の場合はその額）の控除となります。）	１０万円まで （所得金額１０万円未満のときはその額）
２親族	同居者	本人以外で道営住宅に入居する方	３８万円
	別居扶養親族	道営住宅には入居しないが、所得税法上の扶養親族である方	
特別控除	３老人扶養親族 ４同一生計配偶者が70歳以上の者	７０歳以上の扶養親族又は同一生計配偶者	１０万円
	５寡婦	本人又は同居者のうち、次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 ①『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が５００万以下の方	２７万円まで （所得金額から「１」を控除した後の残額が２７万円未満のときはその額）
	６ひとり親	本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額４８万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が５００万円以下の方	３５万円まで （所得金額から「１」を控除した後の残額が３５万円未満のときはその額）
	７障害者 ８特別障害者	本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ①心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ②精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち１級の方は特別障害者となります。 ④身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち１級又は２級の方は特別障害者となります。 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち恩給法別表第一号表ノ二の特別項症から第三項症までの方は特別障害者となります。 ⑥原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦常に就床を要し複雑な介護を要する人は特別障害者となります。 ⑧６５歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	障害者 ２７万円 特別障害者 ４０万円
	９特定扶養親族	１６歳以上２３歳未満の扶養親族（配偶者は除く）	２５万円

（注１）上記は、控除対象者１人あたりの控除額

（注２）特別控除（３、５～８）は所得税法上認定された方であることが必要です。

（注３）特別控除の年齢要件については基準日があります。

④政令月収と収入基準について

政令月収に応じて次の８通りの収入基準に分類されます。

収入基準	政令月収
Ⅰ	０円～１０４，０００円
Ⅱ	１０４，００１円～１２３，０００円
Ⅲ	１２３，００１円～１３９，０００円
Ⅳ	１３９，００１円～１５８，０００円
Ⅴ	１５８，００１円～１８６，０００円
Ⅵ	１８６，００１円～２１４，０００円
Ⅶ	２１４，００１円～２５９，０００円
Ⅷ	２５９，００１円～

原則階層はⅣまでです。

裁量階層はⅥまでです。

⑤計算例

⑴家族構成

本人（３９歳）会社員　　年間税込総収入4,192,500円

妻（３８歳）無職

母（６６歳）年金有（非扶養）　　年間税込総受給額1,587,200円

子（１６歳）高校生（別居扶養）　　特別控除に該当

⑵所得の計算

本人給与収入　4,192,500円

4,192,500円÷4,000＝1,048.125　→　1,048×4,000＝4,192,000円

4,192,000円×0.8－440,000円＝2,913,600円（年間総所得金額）

母年金受給額（65歳以上）　1,587,200円

1,587,200円－1,100,000円＝487,200円（年間総所得金額）

⑶収入（政令月収）の計算

{(2,913,600円＋487,200円)－(2人×100,000円)－(3人×380,000円)－250,000円}

÷12ヶ月＝150,900円（政令月収）

よって収入基準は（Ⅳ）階層である。

お問い合わせ先

エーワン、創造設計舎コンソーシアム
〒０８０－００１８　帯広市西８条南１３丁目２番地
ＴＥＬ　０１５５－２２－２０１３　　ＦＡＸ　０１５５－２７－３４５５
（平日）午前8：45～午後7：00　（土・日・祝）午前8：45～午後6：00
http://www.obihiro-chintai.com/0/0/0/douei

別記第1号様式（第6条関係）

抽選番号

北　海　道　営　住　宅　入　居　申　込　書

申込者	〒 現住所	(ふりがな) 氏　名	
	本籍地(国籍)		
	電　話(自宅)　　(会社等)		

道営住宅に入居する者等	氏　名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職　業
入居者		本人	．　．			．	
同居する者	(ふりがな)		．　．			．	
	(ふりがな)		．　．			．	
	(ふりがな)		．　．			．	
	(ふりがな)		．　．			．	
	(ふりがな)		．　．			．	
別居扶養親族	(ふりがな)		．　．			．	
	(ふりがな)		．　．			．	

希望の団地等							
	住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅　・　子育て世帯向け住宅					
	団地・地区名		間取り		階数		
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅				
			特殊事情				
	摘要						

注　太枠の部分に記入してください。

＜収入計算表＞（指定管理者記入欄）

1　所得　＝ ＝ ＝ 所得合計	3　公営住宅法に定める収入月額 所得金額： - 控除金額： 収入年額： 収入月額：
2　控除額 基礎控除振替額　円×　人＝ 同居・扶養控除額　380,000 円×　人＝ 老人扶養控除額　100,000 円×　人＝ 特定扶養親族控除額　250,000 円×　人＝ 障害者控除額　270,000 円×　人＝ 特別障害者控除額　400,000 円×　人＝ 寡婦控除額　円×　人＝ ひとり親控除額　円×　人＝ 控除額合計	4　年度入居収入基準 円 5　入居収入基準　適合・不適合 審査者名：

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。 1　現在住宅以外の建物又は場所に居住している。 2　保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3　他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。 4　住宅がないため、親族と同居することができない。 5　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適切な居住状態にある。 6　自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。 7　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8　収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9　その他（具体的に記入してください。） （　　）
現在の住宅の状況	現在居住している住宅の種類 1　民間アパート　・　賃貸マンション　　2　寮　　3　借間　・　下宿 4　都市再生機構・公社住宅　　5　社宅　　6　公営住宅 7　その他（　　）
	現在居住している住宅の間取り
	現在居住している住宅の家賃等
	現在居住している世帯構成

この申込みについては、次のことを誓約します。

1　この申込書に記入した事項は、すべて事実に相違ありません。

2　この申込書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消を受けても異議を申し立てしません。

3　この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。

4　申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和　　年　　月　　日

北海道十勝総合振興局長　様

申込者氏名

＜処理欄＞

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

（　記　載　例　～　裏面もあります　）

別記第1号様式（第6条関係）

アパート・マンション名、部屋番号を記入してくださ

ふりがなを記入してください

抽選番号

北　海　道　営　　宅　入　居　申　込　書

申込者	現住所　帯広市西２１条南３丁目１６番地　Ａアパート１０１		(ふりがな)	ほっかい　たろう
	本籍地(国籍)　北海道帯広市西５条北１丁目３番地５		氏　名	北　海　太　郎
	電　話(自宅)　0155-24-1122　(会社等)　0155-21-2233			

		氏　名	続柄	生年月日	年齢	勤務先の名称及び所在地	勤続年数	職　業
道営住宅に入居する者等	入居者	北海　太郎	本人	S40. 5.25	48	㈱北海商事　帯広市西１６南１	10.	会社員
	同居する者	花子	妻	S45.12.25	42	㈱北海建設　帯広市西１６南２	11.	会社員
		次郎	子	H4. 4. 4	21		.	大学生
		三郎	子	H8. 8. 8	17		.	高校生
				. .			.	
				. .			.	
	別居扶養親族	北海　道男	父	S11. 1. 1	78		.	
		道子	母	S11. 2. 2	77		.	

希望の団地等	住宅区分	一般住宅又は特定目的住宅　・　子育て世帯向け住宅				
	団地・地区名	○○　団地	間取り		階数	
	特定目的住宅への入居希望	入居を希望する・しない	希望する目的の住宅			
			特殊事情			
	摘要					

特定目的住宅への入居希望欄は記載不要です

希望の団地等については、団地名のみ記載してください

申込みする部屋の間取りを記入してください

注　太枠の部分に記入

＜収入計算表＞（指定管理者記入欄）

1　所得　＝ ＝ ＝ 所得合計	3　公営住宅法に定める収入月額 所得金額： － 控除金額： 収入年額： 収入月額：
2　控除額 基礎控除振替額　円×　人＝ 同居・扶養控除額　380,000 円×　人＝ 老人扶養控除額　100,000 円×　人＝ 特定扶養親族控除額　250,000 円×　人＝ 障害者控除額　270,000 円×　人＝ 特別障害者控除額　400,000 円×　人＝ 寡婦控除額　円×　人＝ ひとり親控除額　円×　人＝ 控除額合計	4　年度入居収入基準　円 5　入居収入基準　適合・不適合 審査者名：

（　裏　）

住宅の困窮状況	次に掲げる住宅の困窮状況のうち、該当するものに○を付けてください。 1　現在住宅以外の建物又は場所に居住している。 2　保安上危険な住宅や衛生上有害な状態にある住宅に居住している。 3　他の世帯と同居しているため、著しく生活上の不便を受けている。 4　住宅がないため、親族と同居することができない。 5　住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上、風紀上又は教育上不適当な居住状態にある。 6　自己の責めによらない理由で、家主、貸主などから立退きを要求され、適当な立退き先がない。 7　住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている。 8　収入に比べて著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている。 9　その他（具体的に記入してください。） （　　） 該当するものに○を付けてください
現在の住宅の状況	現在居住している住宅の種類 1　民間アパート　・　賃貸マンション　　2　寮　　3　借間　・　下宿 4　都市再生機構・公社住宅　　5　社宅　　6　公営住宅 7　その他（　　） 該当するものに○を付けてください
	現在居住している住宅の間取り ２ＬＤＫ
	現在居住している住宅の家賃等 ５８，０００円
	現在居住している世帯構成 本人・妻・子２人

この申込みについては、次のことを誓約します。

1　この申込書に記入した事項は、すべて事実に相違ありません。

2　この申込書に偽りの事項があった場合は、道営住宅の入居決定の取消を受けても異議を申し立てしません。

3　この申込書に記入した住宅状況について事実調査をする場合は、その調査を妨げ、又は拒絶しません。

4　申込者及び申込者と現に同居し、又は同居しようとする者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。

令和〇〇年××月△△日

北海道十勝総合振興局長　様

申込者氏名　　北　海　太　郎

＜処理欄＞

	当落	当選・落選
	団地	
	住戸	

受付印

別記様式第１

給　与　証　明　書

北海道十勝総合振興局長　　様　　令和　　年　　月　　日

住　　所
事業主氏名　　印
電話番号（　　－　　－　　）
給与担当者氏名

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。　（単位：円）

区　分		年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	合　計
給与の内訳	基本給													
	賞　与													
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当													
	手当													
	手当													
	合　計													

採　用　年　月　日
年　　月　　日

扶養親族の数				障害者の数		寡婦	ひとり親
配偶者	老　人	特　定	その他	特　別	その他		
有・無	人	人	人	人	人		

備考	

※　記載上の注意事項

１　現在の勤務先における、申請直近までの１２ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。

２　給与の支給期間が１２ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。

３　非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。

４　代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

別記様式第１

記　載　例

給　与　証　明　書

北海道十勝総合振興局長　様

令和　　年　　月　　日

住　　所　帯広市西○○条南○○丁目
事 業 主 氏 名　○○株式会社　　印
電　話　番　号（０１５５－２３－４５６７）
給与担当者氏名　十勝　花子

必ず社印を押して下さい。

証明を受ける方の氏名を記入。

北海　太郎　に対して、次のとおり給与を支給したことを証明します。

（単位：円）

区　分		○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	○年○月	合　計
給与の内訳	基本給	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	960,000
	賞　与				50,000					100,000				150,000
	扶養手当													
	住宅手当													
	寒冷地手当													
	時間外手当	5,000	3,000	5,000				2,000	5,000	5,000		3,000		28,000
	手当													
	手当													
	合　計	85,000	83,000	85,000	130,000	80,000	80,000	82,000	85,000	185,000	80,000	83,000	80,000	1,138,000

採　用　年　月　日
○○年○○月○○日

扶養親族の数				障害者の数		寡婦	ひとり親
配偶者	老　人	特　定	その他	特　別	その他		
有・(無)	人	1　人	人	1　人	人		○

備考	時給：750円 平均勤務期間：5.5時間 平均勤務日数：20日

該当する項目がある場合記入。

勤め始めで支払い実績が無い場合は、上記の様に概算月額が算出できる様に記載して下さい。

※　記載上の注意事項

1　現在の勤務先における、申請直近までの１２ヶ月分の給与の支給状況を記載してください。
2　給与の支給期間が１２ヶ月に満たない場合は、就職した月から申請直前までの給与の支給状況を記載してください。
3　非課税所得（通勤手当等）は記入しないでください。
4　代表者印を必ず押印してください。（印の無いものは無効となります。）

別記第３号様式

無　職　無　収　入　申　出　書

私は、現在、無職となっており、収入の無いことを下記のとおり申し出いたします。

記

※直近の就業履歴及び現在の生計維持の方法についてお書きください。

令和　　年　　月　　日

北海道十勝総合振興局長　　様

住　所

氏　名

留意事項

（注１）　この申し出をしたのちに、就職等により収入を得ることとなった場合は、速やかに総合振興局長に申し出てください。

（注２）　この申し出を行った方については、税務関係機関への調査を行いますが、必要によってはあなたに事実関係の確認を行うことがあります。

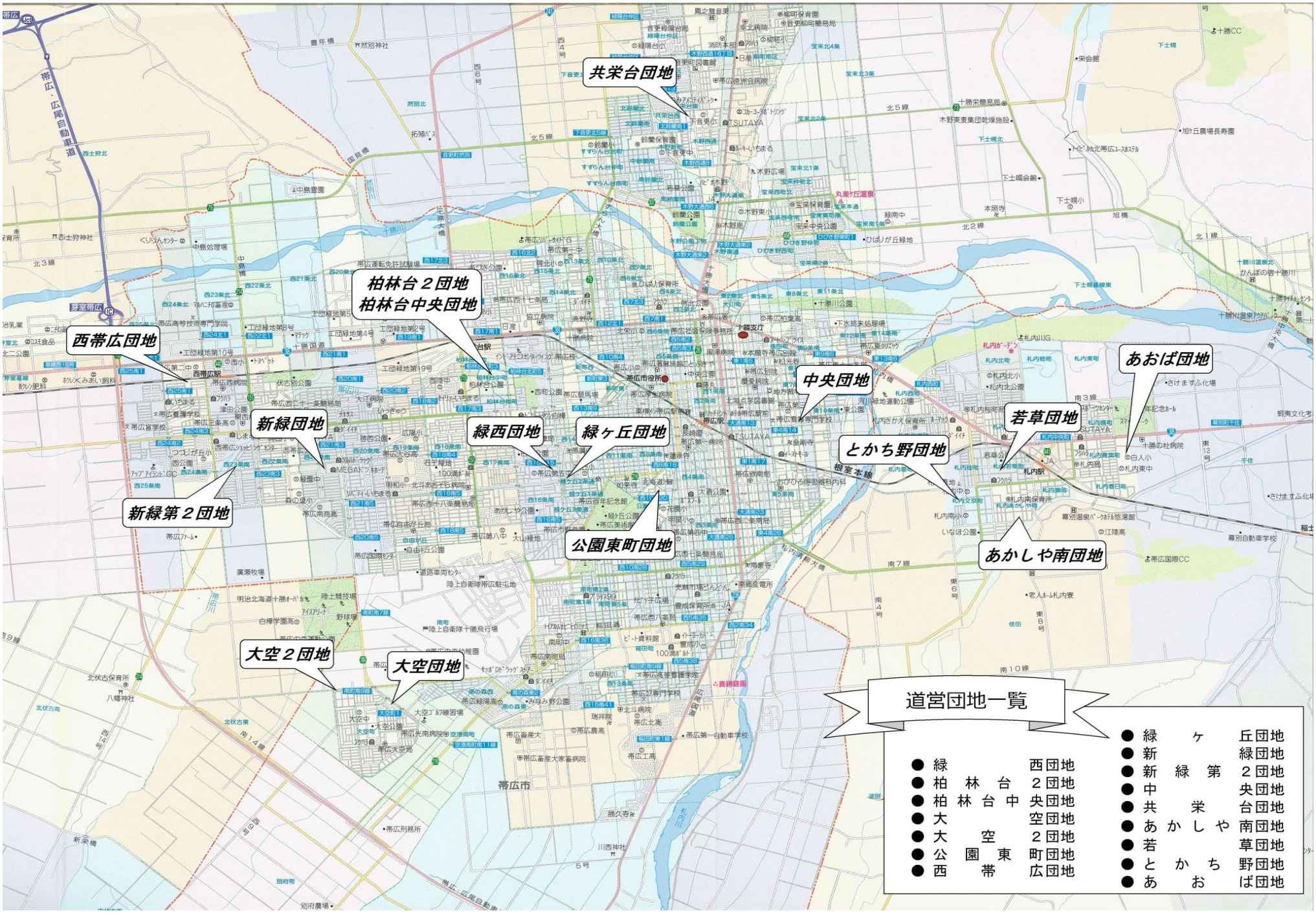
共栄台団地
柏林台２団地
柏林台中央団地
西帯広団地
中央団地
あおば団地
若草団地
新緑団地
緑西団地
緑ヶ丘団地
とかち野団地
新緑第２団地
公園東町団地
あかしや南団地
大空２団地
大空団地
帯広市
道営団地一覧
● 緑　　西団地
● 柏　林　台　２団地
● 柏 林 台 中 央団地
● 大　　空団地
● 大　　空　２団地
● 公　園　東　町団地
● 西　　帯　　広団地
● 緑　　ヶ　　丘団地
● 新　　緑団地
● 新　緑　第　２団地
● 中　　央団地
● 共　　栄　　台団地
● あ　か　し　や　南団地
● 若　　草団地
● と　か　ち　野団地
● あ　　お　　ば団地